

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成 27 年の国勢調査における本村の人口は 19,452 人となっており、平成 22 年の 17,680 人に比べ、10.0%増加している。人口増加の主な要因は南上原土地
区画整理事業によるもので、南上原地区の人口は中城村総人口の 30%以上を占
めている。

本村は、農水産業による第一次産業、都市近郊という立地特性を背景に立地が
進んだ工業関連産業、卸売業や小売業及び飲食サービス等の産業で構成されてお
り、特に南上原地区では人口増加とともに店舗や事務所等の立地が進み、商業活
動の多様化がより進展している。

その一方で、高齢化や後継者の減少等により、人手不足が深刻な状況であるこ
とに加えて、設備等の老朽化が進んでいることから、労働生産性の向上が求めら
れている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定
し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで労働生産性を向上させ、地域経
済の更なる発展を目指す。

これを実現するため、計画期間中に 12 件程度の先端設備等導入計画の認定を
目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）
の目標伸び率は年平均 3%以上とし、5 年間の先端設備等導入計画の場合、計画
期間である 5 年後までの労働生産性向上の目標伸び率は 15%以上、計画期間が
3 年間の場合は 9%以上の目標伸び率、4 年間の場合は 12%以上の目標伸び率
を達成することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本村の産業は、農水産業、工業関連産業及びサービス業等と多岐に渡り、多様
な業種が中城村の経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く生産性
の向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画におい
て対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端
設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

村内全域に多種多様な業種が事業展開していることから、対象地域は村内全ての地域とする。

(2) 対象業種・事業

【対象業種】

本村の産業は農水産業、工業関連産業及びサービス業等と多岐に渡り、多様な業種が本村の経済、雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

【対象事業】

生産性向上に向けた取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、「1(3)労働生産性に関する目標」の達成が見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 先端設備等導入計画の認定にあたっては、人員削減を目的とした取組を対象としないこととし、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならないようにする等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととし、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。